

国営整第39号
国住備第20号
平成21年5月27日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長



住宅局住宅総合整備課長

建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止等について

標記につきましては、従来から特段の配慮をお願いしてきたところですが、今般、国土交通省が発注する営繕工事については別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事については別添2のとおり通知文を発出し、足場からの墜落事故をはじめとする建設事故防止を図ることとしましたので、参考に送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止等に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 福岡 03-5253-8111 内線23-463

住宅局住宅総合整備課 田中 // 内線39-343

別添 1-1

国営整第34号

国営設第23号

平成21年5月27日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長

] あて

大臣官房官庁営繕部
整備課長
設備・環境課長

「手すり先行足場」の工事への適用について（通知）

標記については、今般、労働安全衛生規則の改正（平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号）及び同規則に基づく「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（平成21年4月24日付け基発第0424001号）が発出されたことを受けて、官庁営繕部の発注工事への適用について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、「「手すり先行足場」の工事への適用について（通知）」（平成15年7月8日国営建第40号、国営設第43号）及び「「手すり先行足場」の工事への適用の一部改正について（通知）」（平成17年5月11日付け 国営整第13号、国営設第16号）については、廃止する。

記

1. 適用工事

官庁営繕部の発注する「施工個所面に足場を設ける工事」を対象とする。

2. 設計図書への記載

特記仕様に次の事項を記載する。

※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

（問い合わせ先）

大臣官房官庁営繕部整備課 福岡、杉山
TEL 03-5253-8111 内線 23-463、23-465

別添 1-2

国営整第37号

国営設第25号

平成21年5月27日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長

} あて

大臣官房官庁営繕部

整備課長

設備・環境課長

平成21年度における営繕工事事故防止重点対策の実施について

営繕工事における事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき対応を行ってきたところである。

近年、労働災害は減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡者がでており、建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものである。このため、営繕工事においても足場等からの墜落事故防止対策等を重点的に実施してきたところであります。

今般、直轄土木工事を対象に「平成21年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」(平成21年3月31日付け国官技第317号)が通知されたことを踏まえ、営繕工事においても下記のとおり、平成21年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。

記

1. 足場からの墜落事故等防止対策

(1) 工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年4月24日付け基発第0424001号)^{*1}の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、適切に費用を計上するものとする。

(2) 工事現場に設置された足場に対しては、同ガイドラインの「第6 留意すべき事項」に示される次の事項について、確実に履行されるよう請負者に働きかける。

- 1) 足場の構造
- 2) 足場の組立て作業
- 3) 足場の点検等

4) 足場を使用する作業等

- (3) (1) に関連して、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から都道府県労働局長及び業界団体の長宛てに、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」(厚生労働省 平成21年4月24日付け基安発第0424003号) **が通知されているので、あわせて参考とすること。

※1 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/06.pdf>

※2 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/05.pdf>

2. 屋根工事等に係る安全対策

屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の設置を働きかける。

3. 営繕工事における発生事故等を踏まえた安全対策

安全協議会等、工事現場で請負者が行う工事事故防止の取組みの中で、平成20年度に営繕工事で発生した事故を踏まえ、特に次に示す事項に係る作業手順の遵守等、工事の安全確保のための指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

- 1) 足場等の作業開始前点検の実施及び高所作業時の安全帯等の使用
- 2) 火気使用作業時に必要な消火器等の準備及び適切な人員の配置
- 3) 暴風雨等の災害、事故発生時の現場内での連絡体制の構築及び監督職員並びに消防等を含む関係連絡先への速やかな通報
- 4) 工事機材等を含む仮設資・機材の作業開始前点検及び適切な使用方法の遵守

4. 工事事故防止に係る広報活動の推進

工事現場で請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）について、看板等の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

5. 安全活動の評価等

- (1) 請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。（各種チェックリストの活用等）
- (2) 足場等の点検強化に関する措置として、足場の組立て、解体又は変更時の点検は、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の専門知識を有する者により点検を行うよう働きかける。

(問い合わせ先)

大臣官房官庁営繕部整備課 福岡、杉山
TEL 03-5253-8111 内線23-463、23-465

国住備第19号

平成21年5月27日

都道府県・指定都市 住宅主務部長 殿

独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理室長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について

建設業における労働災害の防止に資するため、従来より貴職に対し、公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止について適切な措置を講ずるよう要請してきたところであり、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成19年度版）」（公共住宅事業者等連絡協議会編集）においては、足場からの墜落事故防止のための措置が規定されたところである。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号）が平成21年3月2日に公布され、同年6月1日から施行されることとなる（資料1参照）とともに、従来の「手すり先行工法に関するガイドライン」が廃止され、新たに「手すり先行工法等に関するガイドライン」が定められた（資料2参照）ことを踏まえて、公共住宅事業者等連絡協議会では、公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて別紙のとおりとしたところである。

貴職におかれでは事連協の取扱いを踏まえて適切に対応するとともに、下記事項に留意することにより、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

また、管内市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願ひする。

記

1. 厚生労働省労働基準局安全衛生部長から都道府県労働局長及び業界団体の長宛てに、「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」（資料3参照）が通知されているので、参考とすること。特に、足場等の点検に当たっては、通知文別添2の足場等の種類別点検チェックリストの例を参考としてチェックリストを作成し、効果的に安全管理を行うことを推奨すること。さらに、足場の組立完了時の点検については、当該足場の組立作業を実施

した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。

2. 足場に関する日本工業規格としては、「先行形手すり（JIS A8961）」、「つま先板（JIS A8962）」等の他、昨年新たに「屋根工事用足場及び施工方法（JIS A8971）」が制定されており、屋根工事における墜落事故を防止するため、同 JIS の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会の HP (<http://www.jisc.go.jp/>) を参照されたい。
3. 工事事故防止に係る広報活動として、請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 田中、塚田

TEL : 03-5253-8111 内線 39-343、39-345

事連協発第 452 号
平成 21 年 5 月 27 日

公共住宅事業者等連絡協議会
会員各位

公共住宅事業者等連絡協議会会长

公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、足場からの墜落事故防止については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成 19 年度版）」の「1.2.6 施工中の安全確保」の「2」に規定されているところですが、今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 23 号）が平成 21 年 3 月 2 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されることとなるとともに、従来の「手すり先行工法に関するガイドライン」が廃止され、新たに「手すり先行工法等に関するガイドライン」が定められました。

これを踏まえ、公共住宅建設工事で設置する足場に関し、下記のとおり設計図書に記載することを標準とさせていただきます。

なお、都道府県会員におかれましては、この旨、管内市町村へも周知いただきますようお願いいたします。

記

特記仕様書に以下の事項を記載する。

工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成 19 年度版）」の「1.2.6 施工中の安全確保」の「2」の規定に係わらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成 21 年 4 月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の(2) 手すり据置き方式又は(3) 手すり先行専用足場方式により行うこと

(問い合わせ先)

公共住宅事業者等連絡協議会事務局

館内、細井、鈴木

TEL : 03-5211-0584 FAX : 03-5211-3169

E-mail : a-suzuki@cbl.or.jp